

2025 年 5 月 22 日

会 告

日本相続学会 学会賞（論文賞・論説賞・著作賞・業績賞）推薦募集のお知らせ

日本相続学会は、学会賞（論文賞・論説賞・著作賞・業績賞）を制定しております。ついては、今年度の受賞候補者の推薦を会員より募ります。

それぞれの賞は、相続に関する研究論文・論説・学説的な著作を発表し、その貢献が多大であると認められる本学会会員、相続問題の啓発及び教育に著しい貢献をしたと認められる実務的な著作を発表した本学会会員、及び相続に関する取り組みに関して社会的な評価をうけ、または将来の発展に寄与すると認められる業績を発表した本学会会員を表彰するものです。別紙記載の「日本相続学会学会賞選考委員会ならびに表彰規程」にあります趣旨をご理解の上、次の要領でご推薦くださるようお願い申し上げます。

学会賞選考委員会
委員長 五井 泰彦

日本相続学会 学会賞（論文賞・論説賞・著作賞・業績賞）

(1) 受賞候補者

- ①論文賞は、過去2年間の日本相続学会誌において、相続に関する研究論文を発表し、本学会の発展に著しい貢献をしたと認められる本学会会員に授与する。
- ②論説賞は、過去2年間の日本相続学会誌において、相続に関する論説を発表し、本学会の発展に著しく寄与し、その意義や貢献が多大であると認められる本学会会員に授与する。
- ③著作賞は、過去2年間に相続に関する著しい貢献をしたと認められる学術的な著作又は、相続問題の啓発及び教育に著しい貢献をしたと認められる実務的な著作を発表した本学会会員に授与する。
- ④業績賞は、相続に関する取り組みおよびそれにかかる制度等に関して、社会的な評価を受け、又は将来の発展に寄与すると認められる業績を発表した本学会会員に授与する。

(2) 選考

- ①学会賞選考委員会が、各受賞候補に2名の審査員を選任し、審査を依頼する。審査員は諸分野の均衡に留意する。
- ②学会賞選考委員会が、審査員による評点を配慮し、総合的に判断したうえで受賞候補者を決定し、理事会に推薦する。
- ③理事会が受賞者を決定する。

(3) 表彰要領

第13回研究大会において受賞者を公表し、表彰する。

(4) 送付先（問い合わせ先）

Email : info@souzoku-gakkai.jp

郵 送：〒101-0021 東京都千代田区外神田6-9-6 平川会計パートナーズ内
一般社団法人日本相続学会 学会賞選考委員会 宛

(5) 提出期限

2025 年 7 月 1 日

日本相続学会 学会賞選考委員会ならびに表彰規程

(目的・総則)

第1条 本学会に、論文賞、論説賞、著作賞、業績賞を設け、日本相続学会会員（以下、「本会会員」とする。）を表彰することにより、円満かつ円滑な相続が広く社会に普及し、国民生活の向上に寄与することを目的とする。本規程は、日本相続学会の表彰運営事務の詳細について規程する。

(賞の種類)

第2条 学会賞の種類は次の通りとする。

- 一 論文賞
- 二 論説賞
- 三 著作賞
- 四 業績賞

(論文賞)

第3条 論文賞は、過去2年間の日本相続学会学会誌において、相続に関する研究論文を発表し、本学会の発展に著しい貢献をしたと認められる本会会員に授与する。

(論説賞)

第4条 論説賞は、過去2年間の日本相続学会学会誌において、相続に関する論説を発表し、本学会の発展に著しく寄与し、その意義や貢献が多であると認められる本会会員に授与する。

(著作賞)

第5条 著作賞は、過去2年間に、相続に関する著しい貢献をしたと認められる学術的な著作又は相続問題の啓発及び教育に著しい貢献をしたと認められる実務的な著作を発表した本会会員に授与する。

(業績賞)

第6条 業績賞は、相続に関する取り組みおよびそれにかかる制度等に関して、社会的な評価を受け、又は将来の発展に寄与すると認められる業績を発表した本会会員に授与する。

(学会賞選考委員会)

第7条 表彰に関わる委員会として学会賞選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 本委員会は、論文賞、論説賞、著作賞、業績賞について書類選考を行う。
- 3 委員会は8名以内の委員をもって構成する。
- 4 委員長・副委員長・委員は、理事会において選出する。
- 5 委員は、会員の中から学会を構成する諸分野の均衡に留意して理事会が選任し、会長が委嘱する。
- 6 委員長は委員会を統括し、副委員長は委員長を補佐する。
- 7 委員長・副委員長・委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(選考手続)

第8条 委員会は毎年、会告等の方法により、会員に対し、上記4賞に相応しい者の推薦を依頼する。委員会は、各賞の候補者を理事会に推薦し、理事会が受賞者を決定する。

(学会賞)

第9条 各賞について、賞状を贈呈する。

(表彰)

第10条 学会賞は、選考委員会の報告に基づいて理事会において決定し、原則として毎年の通常総会又は研究大会において授賞理由を公表し、これを授与する。

附則

この規程は、平成27年12月15日より施行する。

日本相続学会 学会賞(論文賞・論説賞・著作賞・業績賞)推薦用紙

提出期限 2025 年 7 月 1 日

表彰の種類	論文賞・論説賞・著作賞・業績賞 (該当するものに○印)	
推薦者	氏 名	(会員番号)
	Email	
	電話番号	
受賞候補者	氏名(フリガナ)	
	所属・役職	
	住 所	〒
	電話番号	
	Email	
	略 歴	
推薦理由(500 字程度、業績賞については、受賞候補者の業績について記述すること)		

- ◆(添付資料について) 著作賞は著書の現物、業績賞は業績を説明する資料を添付願います。
- ◆(著作賞について) 共著の場合、全ての著者が本学会会員であることを必要とします。
- ◆(書類等送付通知↓必ずご記入願います。)

メールによる送付	推薦用紙・添付資料()
郵送による送付	推薦用紙・添付資料() 投函日()

●送付先 Email:info@souzoku-gakkai.jp または本学会事務局へ郵送